

1. 政策及び15年度重点施策等

政 策	公認会計士監査制度の整備・改善
15年度 重点施策	公認会計士監査制度に関する政省令の整備

2. 政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	国民が金融サービスを適切に利用できること
重点目標	企業内容の情報開示が十分行われていること

3. 政策の内容

証券市場がその市場機能を有効に発揮するための基礎となるディスクロージャーの適正性を確保するためには、財務諸表等の信頼性を担保するための制度としての公認会計士監査を一層充実させ、厳格な監査を実施することが必要であるとの認識が従来以上に社会に浸透してきていること、とりわけ、資本市場の国際的な一体化の進展等を背景として、企業のディスクロージャーに対する国際的な信頼を高め、ひいては我が国企業の国内外における円滑な資金調達等を図る観点からも、公認会計士監査制度を充実・強化し、その国際的な信頼の向上を図っていくことが強く求められてきています。従ってこのような観点から公認会計士監査制度を見直す必要があります。

公認会計士法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の規定の整備を図るため、公認会計士法施行令（平成16年4月1日施行分）、公認会計士法施行令（平成18年1月1日施行分）、その他関係政令及び内閣府令の改正を行うこととしました。

4. 平成15事務年度における事務運営についての評価

公認会計士法の一部を改正する法律に基づく公認会計士等の独立性の強化、監査法人等に対する監視・監督体制の強化など公認会計士監査制度の見直しは、以下のような成果が期待されます。

公認会計士等の独立性の強化

監査の適正性を確保するための公認会計士及び監査法人の被監査企業からの独立性の強化に寄与するものと思われます。

監査法人等に対する監視・監督体制の強化

日本公認会計士協会の品質管理レビューのモニタリングの導入などを通じ、監査法

人等の監視・監督体制の強化に寄与するものと思われます。

公認会計士試験制度の見直し

社会人を含む多様な人材が受験しやすい試験制度へ見直すことにより、監査証明業務に従事するにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家を多数確保していくことに寄与するものと思われます。

また、公認会計士制度についての制度改正に伴う積極的な広報等により、公認会計士に関する国民の認識も深まった結果、平成 16 年度の公認会計士試験の 2 次試験受験者が前年の 14,978 名から 16,310 名と前年度に引き続き増加し、一定水準の能力を有する公認会計士が多数輩出されることにつながっていくと思われます。これらのことから、公認会計士監査の充実・強化について着実に成果が上がっているものと考えます。

5 . 今後の課題

公認会計士法の一部を改正する法律、関係政令及び関係内閣府令の改正に伴い、公認会計士監査制度の充実強化が図られているところです。今後も、「会計士補等実務補習規則」等、平成 18 年 1 月 1 日から実施される新公認会計士試験に係る内閣府令等の改正を行っていく必要があります。また、平成 17 年度において、公認会計士等の懲戒処分に係る調査体制の充実強化を図るため、定員及び予算を要求する必要があるほか、公認会計士試験実施体制の充実強化のため、定員要求を行う必要があります。

6 . 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。